

品川区生活支援体制整備事業実施要綱

制定 平成28年 3月30日 要綱第132号

改正 平成29年 6月 1日 要綱第114号

改正 令和 7年 4月 1日 要綱第105号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区に居住する高齢者等が、住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう、地域の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化および高齢者の社会参加の活動を一体的に推進するため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第2項第5号に規定する事業の実施に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、関係省令および国が定める地域支援事業実施要綱（老発115第1号）で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) コーディネーター 高齢者の生活支援体制整備を推進するため、次の業務を行う者をいう。

ア 高齢者支援のニーズと資源の状況の見える化および問題提起

イ 町会・自治会等多様な生活支援サービスを担う主体者への協力依頼等の働きかけ

ウ 関係者のネットワークづくり

エ 目指す地域の姿・方針の共有および意識の統一

オ ボランティア等の生活支援サービスの担い手の養成およびサービスの開発

(2) 生活支援コーディネーター コーディネーターのうち、担当する地域センターの所管区域単位でのコーディネーターの業務を行うとともに、地域の支援ニーズとサービス提供主体等の活動を適切につなぐ業務を行うものをいう。

(3) 統括生活支援コーディネーター コーディネーターのうち、前号に規定する生活支援コーディネーターを統括し、区内全域を対象として、コーディネーターの業務を行うものをいう。

(4) 協議体 コーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化を図ることを目的とした会議体をいう。

(5) 第1層協議体 協議体のうち、区内全域を総合的な視点から捉えた、生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化を図ることを目的とした会議体をいう。

(6) 第2層協議体 協議体のうち、地域センターの所管区域単位で地域の実情に合わせた、生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共

有・連携強化を図ることを目的とした会議体をいう。

(コーディネーターの資格要件)

第3条 コーディネーターは、地域における助け合い活動および生活支援等サービスの提供実績を有する者であって、地域でのコーディネーターの業務を適切に行うことができ、かつ、所属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点および公平中立な視点を有する者とする。ただし、コーディネーターの業務遂行に支障がないと区長が特に認めた者については、この限りでない。

2 統括生活支援コーディネーターは、生活支援コーディネーターを兼ねることはできない。

(コーディネーターの配置)

第4条 区長は、区に統括生活支援コーディネーターを1名配置する。

2 区長は、地域センターの所管区域ごとに生活支援コーディネーターを2名以上配置する。

(コーディネーターの業務の委託)

第5条 区長は、前条に規定するコーディネーターについて、区の実情を十分に把握し、適切に業務遂行ができると認められる者に委託することができる。

(秘密保持)

第6条 コーディネーターは、コーディネーターの業務を遂行するにあたり、正当な理由がなく、その業務上知り得た個人情報またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

(協議体の設置および構成員)

第7条 区長は、区に第1層協議体および地域センターの所管区域ごとに第2層協議体を設置する。

2 第1層および第2層協議体の構成員は、町会・自治会、高齢者クラブ、シルバー人材センター等の中から地域の実情に合わせて選出された者とする。

(協議体の所掌事項)

第8条 協議体は、次の事項を審議する。

- (1) 地域ニーズ、既存の地域資源の把握、情報の見える化の推進に関すること。
- (2) 前号を推進するための企画、立案、方針策定に関すること。
- (3) 前各号のほか、区長が生活支援体制整備事業の運営上必要と認める事項

(委任)

第9条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則 (平成29年6月1日改正)

この要綱は、平成29年6月9日から適用する。

この要綱は、令和 7年3月 日から適用する。